

## 美術ワーキンググループにおける主な論点(案)

本ワーキンググループにおいては、文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針: おおむね6年間(平成27年度~平成32年度)を対象期間として策定)、文化政策部会における検討を踏まえ、以下のような事項について検討を行う。

### 1. 我が国の美術をめぐる現状と課題

- ・国民の美術に関する関心、ニーズ、活動状況(美術館・博物館の入館者、講座実施状況)
- ・アートフェスティバル実施状況、アートマネジメントなどの状況
- ・美術館・歴史博物館を取り巻く環境(学芸員、施設整備など)
- ・国立美術館・博物館等の最近の状況 など

### 2. 美術分野の方向性

文化芸術基本法を踏まえ、今後、5年間の方向性(グローバル化、国内の多分野にわたる活動の充実、美術分野を支える制度、施策の推進など)

- 美術分野における新たな文化芸術の価値の創造
- 国際文化交流を通じた日本美術の魅力発信
- 美術館・博物館のコレクションの有効活用と充実
- 子供、若者、高齢者、障害者等が参加できる美術に関する文化芸術活動の推進
- 美術館・博物館、図書館等のアーカイブ化と利活用の促進
- 美術館・博物館、図書館等を核とした地域のプラットフォーム形成
- 上記活動を支える美術館・博物館等の環境整備や幅広い専門人材の育成・確保

### 3. 具体的施策

#### (1) 国内外を通じた日本美術の魅力発信と新たな文化芸術の価値の創造(美術関係)

##### (主な基本的な施策の例)

- 質の高い国際的大規模展覧会や美術作品制作等に対する支援の促進  
(美術品補償制度を含む)
- 国際文化芸術発信拠点の形成による日本美術等のブランディング戦略の展開
- アート市場を活性化する新たなメカニズム創出
- 地域の美術館・博物館クラスター(文化集積地区)の創出
- 国内外の美術館・博物館等における多言語化推進
- 美術品の公開に係る税制

##### (進捗状況を測るための指標候補)

- ・日本美術海外展、海外美術作品を活用した展示等の実施状況
- ・国際文化芸術発信拠点、地域の美術館・博物館クラスターの活動状況・波及効果(P)

- ・多言語化の取組状況 など

## **(2) 子供、若者、高齢者、障害者等が参加できる美術に関する文化芸術活動の推進**

### **(主な基本的な施策の例)**

- 地域との協働による子供、若者、高齢者、障害者の創造的活動(参加型プログラム実施等)への支援促進

### **(進捗状況を測るための指標候補)**

- ・ 高齢者の文化芸術活動の参加率 (第4次基本方針での成果指標)
- ・ 国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率 (第4次基本方針での成果指標)
- ・ 学級講座等の実施数(社会教育調査)

## **(3) 美術館・博物館、図書館等のデジタルアーカイブ化と利活用の促進**

### **(主な基本的な施策の例)**

- 美術館・博物館におけるデジタルアーカイブ化と利活用の促進
- VR、デジタルアーカイブの共有等によるデジタル技術・情報通信技術の活用の推進

### **(進捗状況を測るための指標候補)**

- ・ 文化遺産オンラインへの美術館・博物館の登録件数

## **(4) 美術館・博物館、図書館等を核とした地域のプラットフォーム形成**

### **(主な基本的な施策の例)**

- 地域における美術館・博物館等を核とした地域文化資源の面的・一体的整備を推進
- 複数の民間団体等との連携による取組を促進

### **(進捗状況を測るための指標候補)**

- ・ 複数の民間団体・機関が連携した事業やプログラムの実施状況

## **(5) 上記活動を支える美術館・博物館等の環境整備や幅広い専門人材の育成・確保**

### **(主な基本的な施策の例)**

- 美術館・博物館、図書館等の充実
- 美術館・博物館等の専門人材の養成・研修
- ナショナルセンターとしての国立美術館・博物館の機能強化
- 学校教育における文化芸術教育(美術館・博物館との連携など)
- NPOやボランティアを含む地域の文化芸術活動の担い手の育成
- アートマネジメント人材、技術者等の多様な人材の確保・育成

### **(進捗状況を測るための指標候補)**

- ・ 国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率 (第4次基本方針での成果指標)
- ・ 美術館、博物館、図書館等文化施設の入場者数・利用者数
- ・ 美術館・博物館等の文化施設における専門的人材の配置状況等

## 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）

### 第3 文化芸術振興に関する基本的施策より関係箇所抜粋

#### 第3 文化芸術振興に関する基本的施策

##### 1 文化芸術各分野の振興

文化芸術振興に関する施策を講ずるに当たっては、基本法に例示されている文化芸術の分野のみならず、例示されていない分野についてもその対象とし、基本法における例示の有無により、その取扱いに差異を設けることなく取り組む。

##### （1）芸術の振興

多様で豊かな芸術を生み出す源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにするため、支援の在り方の見直しや新たな審査・評価等の仕組みの導入など、より効果的で戦略的な視点を加えながら次の施策を講ずる。

- ▶ 芸術文化の振興のための課題を明確化し、その解決を図るための取組を行うとともに、芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援する。
- ▶ 内外の優れた芸術作品の鑑賞機会を提供し、芸術の創造の推進に資する芸術祭等の充実を図る。

##### 2 地域における文化芸術振興

地域における多様な文化芸術の興隆は、我が国の文化芸術が発展する源泉となるものである。全国各地において、国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図る必要があることから、国と地方の適切な役割分担を図りつつ、次の施策を講ずる。

- ▶ 国民が、その居住する地域にかかわらず文化芸術に触れることができるよう、多彩な文化芸術の鑑賞機会を充実するとともに、各地域における創造活動等を支援し、地域住民の文化芸術活動への参加を促進する。
- ▶ 地域の特色ある文化芸術活動を推進するため、文化芸術拠点における意欲的な活動を支援するとともに、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を図る。また、民間の非営利活動や文化ボランティア活動の促進を含め、地域における多様な文化芸術活動の担い手の育成を図る。

##### 4 芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから、次の施策を講ずる。

- ▶ 伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、美術館、博物館における学芸員・各種専門職員、地方公共団体の文化政策担当者等、幅広い人材の養成及び確保、資質向上のための

研修を充実させ、文化芸術活動を担う人材の育成を図る。

- 文化芸術団体、劇場、音楽堂等、教育機関等の関係機関が連携し、計画的・系統的な人材育成を促進する。
- 芸術系大学等が有する教員や教育研究機能、施設・資料等、様々な資源を活用して、アートマネジメント人材の育成を図るとともに、大学等の教育機関や国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る。

## 8 国民の文化芸術活動の充実

国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境を整備し、心豊かな社会を実現していくため、特に、高齢者、障害者、青少年などへのきめ細かい配慮等を図りつつ、次の施策を講ずる。

### (1) 国民の鑑賞等の機会の充実

国民が文化芸術を享受する機会の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 国民が身近に文化芸術を享受できるよう、各地域における様々な文化芸術の公演、展示等に対する支援を行う。
- 展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の運用を通じて、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援する。
- 国民文化祭の開催をはじめ、国民の文化芸術に対する関心を喚起したり、文化芸術活動への参加を促したりする機会の充実を図る。
- 国民の文化芸術活動への参画に資する質の高い文化ボランティア活動を活発にするため、情報提供、相互交流の推進などの環境整備を図る。

### (2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 障害者の優れた芸術活動や芸術作品の実態把握や展示等を推進し、障害者の芸術活動の振興を図る。
- 高齢者、障害者、子育て中の保護者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等の取組を促進する。

### (3) 青少年の文化芸術活動の充実

青少年の文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 次代を担う子供たちに豊かな創造性、感性等を育むため、できるだけ幼い頃から、子供たちが多彩な優れた芸術、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実するとともに、地方公共団体や文化施設、文化芸術団体等が実施する取組を奨励する。
- 青少年を対象とした文化芸術の公演等への支援を行うとともに、文化芸術活動の場や機会の充実を図る。
- 地域の文化芸術活動に携わる人材を養成し、青少年に対する指導や助言を行う指導者の養成及び確保を促進する。
- 学校等と連携しつつ、地域の美術館、博物館、劇場、音楽堂等における教育普及活動を充実させることにより、子供たちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解を育む取組を促進する。

- ▶ 土曜日や放課後等においても、地域の多様な経験や技能を持つ人材・団体等の協力を得て行われる文化芸術に関する活動を支援することにより、子供たちの文化芸術などに対する理解を育む取組を促進する。

## 9 文化芸術拠点の充実等

### (2) 美術館、博物館、図書館等の充実

美術館、博物館、図書館等が、優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点としても積極的に活用され、地域住民の文化芸術活動の場やコミュニケーションを通じた絆づくり、感性教育、地域ブランドづくりの場としてその機能・役割を十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。

- ▶ 我が国の美術館、博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、企画展示技術の向上や文化財等の適切な保存管理の徹底を図るとともに、適切な事業評価に取り組む。
- ▶ 地域の美術館、博物館等の館種や設置者の枠を超えた連携・協力を促進する。
- ▶ 美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復、履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。
- ▶ 登録美術品制度の活用を引き続き推進し、収蔵品の充実や安定した公開を図る。
- ▶ 優れた文化財、美術作品等を積極的に保存・公開するため、所蔵品の目録（資料台帳）の整備を促すとともに、書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化を促進する。
- ▶ 我が国の美術振興の中心的拠点として、国民の感性を育み、新しい芸術創造活動を推進するため、独立行政法人国立美術館の機能の充実を図る。
- ▶ 我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集・保存し、次世代へ適切に継承するため、独立行政法人国立文化財機構の機能の充実を図る。
- ▶ 美術館、博物館において、外国人旅行者が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、解説の多言語化対応の推進・改善を進める。
- ▶ 図書館が、資料や情報等の継続的な収集、調査研究への支援や資料の利用相談、時事情報の提供等の機能を充実させることにより、地域を支える情報拠点となるよう、先進事例の収集・情報提供や図書館の充実方策を提示するなどの支援を行う。
- ▶ 地域や住民にとって役に立つ、魅力ある図書館づくりの核となる司書等の資質向上を図るため、研修等の充実を図る。
- ▶ 各地域に所在する貴重な文化芸術資源の計画的・戦略的な保存・活用を図るため、博物館・図書館・公文書館（MLA）等の連携の促進に努める。
- ▶ 人口過少地域における博物館や図書館等の活動の活性化を図るため、情報通信技術の活用により、遠隔地間の連携による研修や遠隔講座等の実証研究を行う。

### (3) 地域における文化芸術活動の場の充実

国民が身近に、かつ、気軽に文化芸術活動を行うことができる場の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 各地域の文化施設や公民館等の社会教育施設について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等が円滑に利用しやすい運営を促進する。
- 学校施設については、学校教育に支障のない限り学校教育以外の利用が認められていることや、学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設については、様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演・展示や練習の場として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用を促進する。
- 学校や文化施設以外の様々な施設においても、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の文化芸術活動への幅広い利用を促進する。

## 10 その他の基盤の整備等

### (1) 情報通信技術の活用の推進

情報通信技術の活用は、文化芸術の創造活動のみならず、その成果の普及や享受を通じて、人と人との結び付きを強め、協働・共生社会の実現に資するなど、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものであることから、次の施策を講ずる。

- 我が国の多様な文化芸術、映画・映像、文化財等の情報について、デジタル技術、インターネット等を活用してネットワーク化、アーカイブ化するなど、保存、展示、国内外への発信等を推進する。その際、学校教育における活用の促進の観点から、子供たちが理解しやすいものとするにも留意する。
- 文化芸術関係者の情報通信技術の活用の推進を図るための取組を促進する。

### (2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

地方公共団体、芸術家等、文化芸術団体、NPO・NGO、文化ボランティア等が行う文化芸術振興のための取組を促進するため、次の施策を講ずる。

- 国内外の文化芸術に関する各種の情報や資料の収集・保存（アーカイブの構築）及び活用方法について検討を行い、国立国会図書館をはじめとする関係機関と連携し、国と民間、国と地方公共団体との役割分担を図りつつ、国民に提供する。
- 国内外の文化芸術関係者等が、国の文化芸術振興に関する施策の内容や、国内外の文化芸術に関する各種の情報、専門的知識等を把握することができるよう、情報通信技術など様々な方法を活用して、積極的に提供していくとともに、相談、助言等の窓口機能の整備を図る。
- 地方公共団体、文化芸術団体等による情報提供のための取組を促進する。

### (3) 民間の支援活動の活性化等

個人や企業・団体等が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するため、次の施策を講ずる。

- 文化芸術を支える民間（企業、団体、個人等）の支援を促進するとともに、税制上の措置の活用に係る周知を行うなど、寄附文化を醸成するべく努める。
- 文化芸術関係者をはじめ、広く国民に対して、文化芸術活動に対する寄附等に関する税制措置の現状、企業等による支援活動の状況、多様な方法による文化芸術活動への支援の事例等について、文化芸術団体等と連携しつつ、情報の収集及び提供を行う。

#### (4) 関係機関等の連携等

関係機関等の連携を通じ、文化芸術振興に関する施策を効果的に推進するため、次の施策を講ずる。

- 施策の実施に際しては、関係府省間の連携・協働を一層推進するとともに、国、地方公共団体、企業、芸術家等、文化芸術団体、NPO・NGO、文化ボランティア、文化施設、社会教育施設、教育研究機関、報道機関等の関係機関等が各々の役割を明確化するとともに、相互の連携強化を図る。
- 文化芸術と教育、福祉、医療その他の分野の連携により、地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、芸術家等及び文化芸術団体と、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等との間の協力の促進に努める。